2025 年度 障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について

2019 年度 4 月 1 日より「星美学園短期大学障がい学生支援基本方針」が施行されている。2025 年度は、以下の取り組みを実施した。

１．在学生の支援の実施

合理的配慮願が提出された学生に対しては面談を実施し、学生生活における合理的配慮の具体的内容について話し合い、合意形成を図った。合理的配慮願の内容に基づき、令和7(2025)年度は、①座席位置の配慮、②気分が優れないときの途中退出の許可、③マイク及び動画視聴の際の音量調節、④代替課題による対応、⑤用語 の補足・追加説明、⑥課題量の調整、⑦定期試験の別室受験および時間延長を行った。

そして、合理的配慮の内容が当該学生の実態に見合ったものであったか、学生面談および教職員への意見聴取をふまえて改善を図った。

２．配慮事項の周知徹底

「合理的配慮願」は、学内の教職員また科目担当者へ文書にて周知している。